

財産の取得について

財産を次のように取得する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 財 産 物品 高規格救急自動車 2 台
- 2 取得価格 54,864,000 円
- 3 相 手 方 熊本市南区日吉2丁目10番1号
熊本トヨタ自動車 株式会社
代表取締役 與縄 義昭

(提出理由)

高規格救急自動車の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。